

京都市中央卸売市場業務条例第76条第6項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので公告します。

平成21年5月1日

京都市長 門川 大作

1 監督処分の相手方

- (1) 京都市中京区西ノ京月光町1  
株式会社 西松
- (2) 京都市中京区西ノ京月光町1  
西沢幸廣

2 違反行為の内容

京都市中央卸売市場業務条例第85条第1項の規定に違反する行為を行ったこと。

3 監督処分の内容

- (1) 上記1(1)の者に対して、営業停止（平成21年5月20日及び21日）
- (2) 上記1(1)の者に対して、入場停止（平成21年5月20日から平成21年11月19日まで）

4 監督処分を行った日

平成21年4月24日

（産業観光局中央卸売市場第一市場業務課）